

## 随意契約理由書

件名	須磨区文化センター冷却塔整備	
契約の相手方	空研工業株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、須磨区文化センターに設置されている冷却塔設備について、充填材、電動機、軸受ユニット等の取替・整備及び試運転調整など一切を行うものである。</p> <p>冷却塔とは、冷凍機等の熱源で発生した熱を大気に放出する設備のことであるが、当該機器については、2006年より設置され、14年が経過しており、経年による劣化が進行しているため、整備が必要な時期となっている。本業務を行うことで、機器の性能の維持、機器のライフサイクルの長期化を図るものである。</p> <p>分解整備においては、製造者しか知り得ない設計図書や図面が必要となり、当該機器の製造業者以外では製作・整備作業を行うことが不可能である。他の業者では性能の確保について保証できない。以上の理由により、製造業者である上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	文化スポーツ局文化交流課	(電話番号322-6495)